

平成 30 年度 事務事業評価(平成29年度実施事業事後評価)シート / 平成 31 年度 実施計画調書 (新規 拡充 縮小 休止・廃止 現状維持)

1 事務事業の基本情報														位置付けられている計画等で『その他の計画』が複数ある場合は、代表的なものを1つ記入してください。また、該当する根拠法令及び市条例等が複数ある場合、代表的なものを1~2個記入してください。																					
事務事業名		法律相談事業費				補助区分		<input type="checkbox"/> 国補 <input type="checkbox"/> 県補 <input checked="" type="checkbox"/> 市単		終期		<input type="checkbox"/> 決まっている (平成 年度まで) <input checked="" type="checkbox"/> 決まっていない		予算科目		区分		一般会計		款		2		項		1		目		10		事業		1	
担当部		市民生活部		担当課		市民課		担当係		市民総合相談室		係		作成者		齊藤 厚子		内線(電話番号)		1131		シート作成日		H30.10.24		部長決裁日		H30.10.24							
位置付けられている計画等		<input checked="" type="checkbox"/> じょうそう未来創生プラン前期基本計画 <input type="checkbox"/> 市長マニフェスト「常総創生への道しるべ」 <input type="checkbox"/> 常総市復興計画 <input type="checkbox"/> 市民等からの要望 <input type="checkbox"/> 常総市まち・ひと・しごと創生総合戦略 <input type="checkbox"/> その他の計画 (名称 :)				根拠法令及び市条例等				<input type="checkbox"/> 国の定める法律 (名称 :) <input type="checkbox"/> 国・県からの通達等 (名称 :) <input type="checkbox"/> 市の条令・要綱・規則等 (名称 :)																									

2 事務事業の目的														当該事業を実施することで、①「望ましい状態」とはどのような状態か? → ②一方で、「現状や課題」はどうか? → ③そのためには何をすべきか? という過程で考えていただいても結構です。																	
現状課題		市民の方が日常生活において直面する問題、紛争等のうちその解決に専門的な法律の知識を要するものについて、弁護士による適切な指導又は助言を受けるための相談事業 若い世代(子育て世帯)の減少等により高齢者のみの世帯が増えており、相談に乗ってくれる人や面倒をみてくれる人が近くにおらず、問題が複雑化深刻化するケースが増えている。				誰・何を対象に		問題や困りごとを抱えている市民				どのような方法・手順で		市が依頼している弁護士との相談を通じて、問題解決に導く。				望ましい状態		法律相談を行うことで、市民の方々の不安や心配事を解消するお手伝いができる。											

3 事務事業の主たる成果指標														数値目標(定量)の設定が困難な場合は、文言目標(定性)でも結構です。なお、指標名・目標値とも設定が困難な事業は空欄でも結構ですが、この場合、設定できない理由を分かりやすく・具体的に記入してください。															
指標名		相談者の割合(定数/実相談者)		単位		%		目標値		100		目標年次		平成 32 年度		指標及び目標値設定の考え方(又は指標・目標値を設定できない場合の理由)		困りごとを抱えている相談者に対して、早急に解決の糸口が見つかるように弁護士相談を受ける機会を確保する。											

4 事務事業の実績 ㊦														当該事業の予算を使って、『どのような業務をどの程度実施したか。』を記入してください。なお、業務が12個以上ある場合、代表的なものを最大12個記入してください。																																																	
年度		平成27年度				平成28年度				平成29年度				業務名		活動量		業務名		活動量		業務名		活動量																																							
事務事業を構成する主な業務		① 弁護士による法律相談				① 弁護士による法律相談				① 弁護士による法律相談				12回		②		12回		②		18回		③		③		④		④		⑤		⑤		⑥		⑥		⑦		⑦		⑧		⑧		⑨		⑨		⑩		⑩		⑪		⑪		⑫		⑫	
決算額		計		540,000 円		内訳		特定財源		円		一般財源		540,000 円		計		540,000 円		内訳		特定財源		円		一般財源		540,000 円		計		810,000 円		内訳		特定財源		円		一般財源		810,000 円																					
				(住民一人あたりの行政コスト)		9 円						(住民一人あたりの行政コスト)		9 円								(住民一人あたりの行政コスト)		13 円																																							

5 担当者評価 ㊧														実施したことによる成果や問題点を記入してください。													
成果		目標どおり		成果内容		中には、不安で夜も眠れないと訴える方もいるので、専門的な法律の知識を有する弁護士による法律相談は、とても有効と考える。暗い表情で来庁した市民の方が、相談後は明るい表情で帰られることも多く、またH29年度からは奇数月に石下庁舎でも実施しているため、高齢者や交通手段のない生活弱者の方にも不安や問題解決の助けになっていると思われる。																					
問題点		年間を通してみると、月によって相談が多い月もあれば少ない月もあり、希望に添えない場合もあるので、こちらではどうにもできないのが悩みである。どうしても急を要する場合は、社会福祉協議会の無料法律相談に加え茨城県弁護士会法律相談センターが行っている有料(30分5,000円)の法律相談を案内するなどして対応している。																									

6 担当部長及び担当課長評価 ㊨														担当部長・課長で協議のうえ、評価してください。													
事務事業の方向性		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現行どおり <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止		評価理由																							
弁護士による法律相談を希望する市民が多いのが現状であり、H29年度から奇数月に石下庁舎でも実施したことにより、市民の皆様が長く待たずに相談できるようになった。																											

7 実施計画 ㊩														今後3年間の事業内容について、どのようなことを実施していくつもりなのか、具体的に記入してください。なお、予算額の『歳出の計』と『歳入の計』は一致させてください。																									
年度		平成30年度				平成31年度				平成32年度				事業内容		事業概要		事業概要		事業概要		取組状況		取組状況		取組状況		現在の予約状況		現在の予約状況		現在の予約状況							
事業内容		【事業の概要】 市民が日常生活において直面する問題、紛争等のうちその解決に専門的な法律の知識を要するものについて、弁護士による適切な指導又は助言を受けるための相談を実施している。 法律相談をすることができる者は、市内に住所を有する者であって、原則として法律相談をしようとする内容に係る当事者とし、法律相談をすることができる範囲は、日常生活における財産、契約、消費貸借、質貸借、消費者被害、損害賠償、離婚、相続その他に関する問題、紛争等であって、その解決に弁護士の専門的な指導又は助言を必要とするものになる。(ただし、営利を目的としたもの又は裁判所において係争中のものを除く。)				【事業の概要】 市民が日常生活において直面する問題、紛争等のうちその解決に専門的な法律の知識を要するものについて、弁護士による適切な指導又は助言を受けるための相談を実施している。 法律相談をすることができる者は、市内に住所を有する者であって、原則として法律相談をしようとする内容に係る当事者とし、法律相談をすることができる範囲は、日常生活における財産、契約、消費貸借、質貸借、消費者被害、損害賠償、離婚、相続その他に関する問題、紛争等であって、その解決に弁護士の専門的な指導又は助言を必要とするものになる。(ただし、営利を目的としたもの又は裁判所において係争中のものを除く。)				【事業の概要】 市民が日常生活において直面する問題、紛争等のうちその解決に専門的な法律の知識を要するものについて、弁護士による適切な指導又は助言を受けるための相談を実施している。 法律相談をすることができる者は、市内に住所を有する者であって、原則として法律相談をしようとする内容に係る当事者とし、法律相談をすることができる範囲は、日常生活における財産、契約、消費貸借、質貸借、消費者被害、損害賠償、離婚、相続その他に関する問題、紛争等であって、その解決に弁護士の専門的な指導又は助言を必要とするものになる。(ただし、営利を目的としたもの又は裁判所において係争中のものを除く。)				【取組状況】 ・本庁舎: 毎月第2火曜日 午後1時~5時 (30分毎・8件対応) ・石下庁舎: 奇数月第3火曜日 午後1時~5時 (30分毎・8件対応)		【取組状況】 ・本庁舎: 毎月第2火曜日 午後1時~5時 (30分毎・8件対応) ・石下庁舎: 奇数月第3火曜日 午後1時~5時 (30分毎・8件対応)		【取組状況】 ・本庁舎: 毎月第2火曜日 午後1時~5時 (30分毎・8件対応) ・石下庁舎: 奇数月第3火曜日 午後1時~5時 (30分毎・8件対応)		【現在の予約状況】 H29年度より本庁舎毎月1回に加え、石下庁舎でも2ヶ月に1回法律相談を実施しているため、急を要する方以外は予約ができていない状態である。社会福祉協議会でも毎月第四火曜日に実施しているので希望に添えない場合は案内をしている。		【現在の予約状況】 H29年度より本庁舎毎月1回に加え、石下庁舎でも2ヶ月に1回法律相談を実施しているため、急を要する方以外は予約ができていない状態である。社会福祉協議会でも毎月第四火曜日に実施しているので希望に添えない場合は案内をしている。		【現在の予約状況】 H29年度より本庁舎毎月1回に加え、石下庁舎でも2ヶ月に1回法律相談を実施しているため、急を要する方以外は予約ができていない状態である。社会福祉協議会でも毎月第四火曜日に実施しているので希望に添えない場合は案内をしている。															
予算額		歳出		計		810 千円		歳出		計		810 千円		歳出		計		810 千円		歳入		計		810 千円		歳入		計		810 千円		歳入		計		810 千円			
				特定財源		千円						特定財源		千円						特定財源		千円						一般財源		810 千円						一般財源		810 千円	
				計		810 千円						計		810 千円						計		810 千円						計		810 千円						計		810 千円	

8 財務アドバイザーの見解														『常総市財政健全化計画』では、平成29~31年度までの3年間で約20億円の財源不足が生じる可能性が指摘されている。この厳しい財政状況を鑑み、本事務事業は平成31年度の当初予算の要求において、その一般財源金額については費用対効果が最も高いと判断された平成28年度の一般財源決算額の金額以下の予算要求を行うべきである。当該金額の枠内で最大の効果を発揮する、市民目線の筋肉質な事務事業の計画と実行を期待する。													
9 行政改革懇談会(市民)の意見														担当部長及び担当課長評価のとおりでよい。本庁舎だけでなく、石下庁舎においても実施されるようになったことは、大きな進捗である。													

10 最終評価(行政改革推進本部) ㊪														実施計画のみ作成する場合の拡充・縮小・休止・廃止部分もこの欄に記入してください。													
事務事業の方向性		<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 現行どおり <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止		評価理由																							
平成29年度から石下支所でも事業を実施。その結果、相談実績も上がっている。また、早期に相談することが可能となり、市民に安心を与えている。財務アドバイザーからも費用対効果が最も高いと評価されている。今後も継続して本事業を推進していきたい。																											

11 事務事業の改善理由 ㊫														実施計画のみ作成する場合の拡充・縮小・休止・廃止部分もこの欄に記入してください。													
事業内容																											